

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

## 『西川において行政代執行による強制撤去実施へ』

～ 不法係留船対策実施後、初の行政代執行となります ～

平成24年12月28日

国土交通省

遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策につきましては、平成24年2月17日に開催しました「第3回 遠賀川河口域利用対策協議会」を経て、3月12日に「第2期重点的撤去区域」を設定・公示し、今年度においても秩序ある河川利用に向けての対策を進めてまいりました。その結果不法係留船は、遠賀川河口域全体で、平成24年9月現在534隻が確認されており、昨年同月に比べ約100隻が減少しました。

また、平成24年11月27日には、2隻の所有者が不明な船舶を、河川法に基づく「簡易代執行」にて強制撤去しました。

この度、自主撤去を指導・命令してきた第2期重点的撤去区域の所有者が判明している船舶の内、河川法第75条に基づく監督処分（命令書）における除却期限（H24.12.21）までに除却されなかった船の所有者に対し、行政代執行法に基づく除却命令となる「戒告」を、平成25年1月25日を除却期限とし通知しましたので、お知らせします。

なお、戒告書に記された除却期限までに船舶が撤去されない場合は、「代執行令書」を发出し、代執行による強制撤去を実施することとなりますので、併せてお知らせします。

### 記

- 1.戒告書の発出日：平成24年12月25日付け
- 2.所有者による自主撤去（除却）期限：平成25年1月25日（金）
- 3.河川管理者による撤去作業（代執行）実施予定日：平成25年2月上旬
- 4.撤去した船の保管場所：西川左岸2k000付近（別紙参考資料参照）

【同時発表記者クラブ】  
北九州地区記者クラブ  
直方地区記者クラブ  
（資料持ち込み）

#### 【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 占用調整課 課長 遠藤(内線 341)  
TEL 0949-22-1830(代表) 係長 吉岡(内線 342)

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省河川局（現 水管理・国土保全局）からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されています。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することになります。

－開催経緯－

- 第1回 平成22年9月16日
- 第2回 平成23年1月26日
- 第3回 平成24年2月17日
- 第4回 平成25年1月23日（予定）

②遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置しています。

－開催経緯－

- 第1回 平成22年11月25日
- 第2回 平成23年12月15日
- 第3回 平成24年11月29日

③重点的撤去区域とは

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定するようになっていきます。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。※別紙参考図面参照

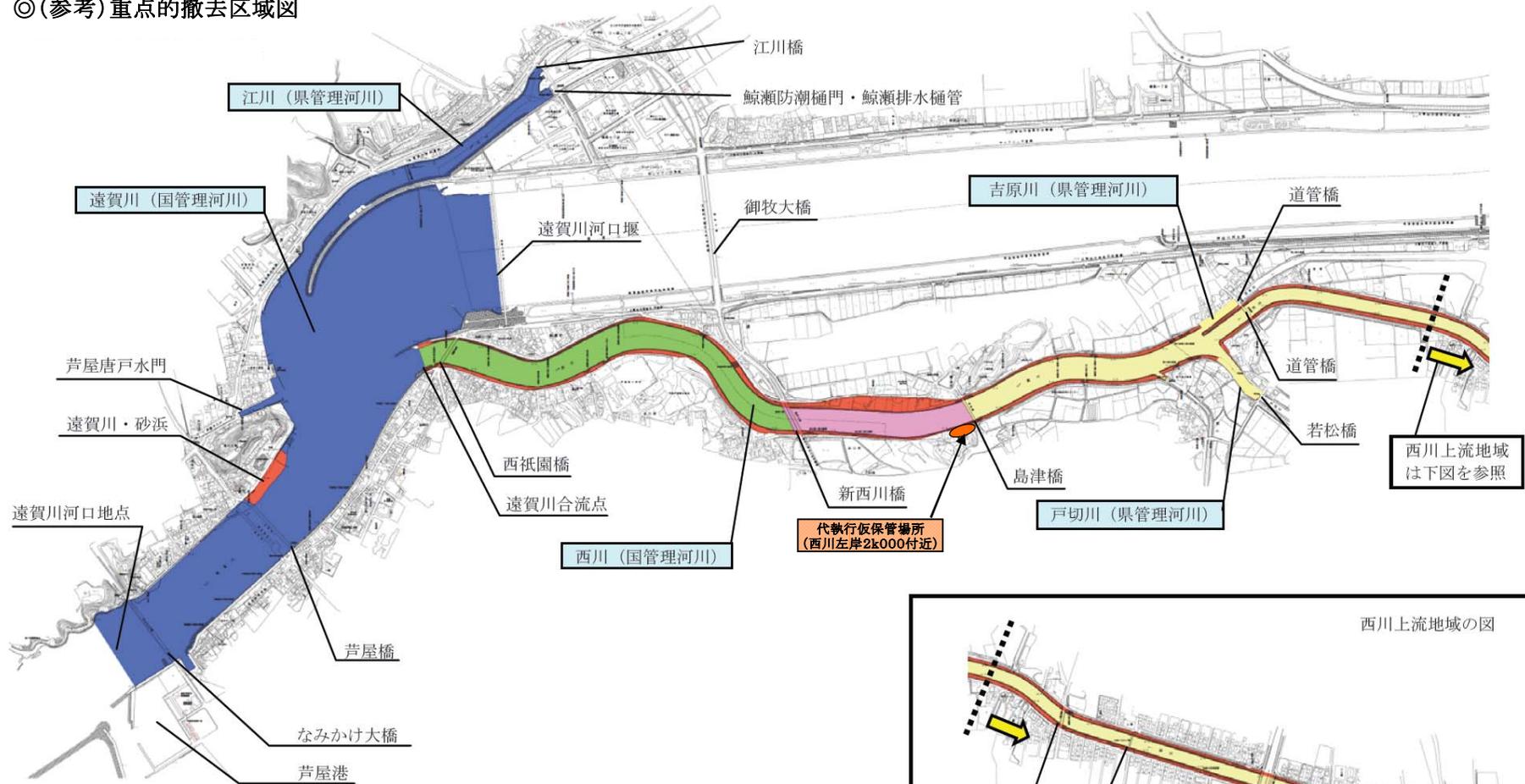
－設定状況－

- 第1期 平成23年2月28日設定、平成23年6月1日対策実施開始
- 第2期 平成24年3月12日設定、平成24年4月1日対策実施開始
- 第3期以降 平成25年度以降対策実施予定

④除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、河川法及び行政代執行法を踏まえ、行政指導・除却（撤去）指示・監督処分等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、強制的に不法係留船を撤去していくこととしています。なお、強制撤去（代執行）に要する費用については、船舶所有者等に請求することとなります。

◎(参考)重点的撤去区域図



重点的撤去区域	
<span style="color: red;">■</span>	第1期 西川 高水敷 (兩岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜 (右岸)
<span style="color: yellow;">■</span>	第2期 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川 (西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川 (西川合流点～道管橋下流端まで)
<span style="color: pink;">■</span>	第3期 西川 (新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
<span style="color: green;">■</span>	第4期 西川 (遠賀川合流点～新西川橋下流端まで)
<span style="color: blue;">■</span>	第5期 遠賀川 (遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川 (遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)

